

○厚生労働省告示第四十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の肝臓、豚の腎臓及び豚の食用部分に残留するアルトレノゲストの量の限度、とうもろこし、ばれいしよ、かんしよ、てんさい、さとうきび、きゅうり及びえだまめに残留するエトフエンプロックスの量の限度、ねぎ、わけぎ、その他のゆり科野菜、その他のせり科野菜、その他のオイルシード、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するエトフメセートの量の限度、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類に残留するエリスロマイシンの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キヤベツ、芽キヤベツ、ケール、こまつな、きょうな、チ

ンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、
チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら
、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他
のせり科野菜、その他のなす科野菜、しろうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟いんげ
ん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、ラズベリー、ブラックベリ
ー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウ
イー、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実
、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びそ
の他のハーブに残留するキノメチオサートの量の限度、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そ
ば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、てんさい、だい
こん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベ
ツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その
他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく
、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他
のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、
ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、ま

くわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにはなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するチオメトンの量の限度、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、牛の食用部分、乳、

鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつに残留するピペラジンの量の限度、えんどう、そら豆、らっかせい、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キヤベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワ―、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファイ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、キウイ、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー

、パッションフルーツ、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ペカン、その他のナッツ類、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分に残留するフルアジホップブチルの量の限度、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、鶏の肝臓、鶏の腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの卵に残留するフルメトリンの量の限度並びにえんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、バナナ、キウイ、パイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッ

シヨンプルーツ、なつめやし、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するメパニピリムの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、ジメトリダゾール、メトロニダゾール、ロニダゾール、カプタホール及びクロラムフェニコールに係る試験法については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十九年二月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第1のAの5中「~~(17)併り~~」を「~~(18)併り~~」に改め、同5の(1)の表中19を20とし、2から18までを一ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 イプロニダゾール

第1のAの5の(17)中「~~(16)併り~~」を「~~(17)併り~~」に改め、同(17)を同(18)とし、同(16)を同(17)とし、同(12)から同(15)までを一ずつ繰り下げ、同(11)を削り、同(10)を同(12)とし、同(9)を同(11)とし、同(8)を同(10)とし、同(10)の前に次を加える。

(9) クロラムフェニコール試験法

クロラムフェニコール及びクロラムフェニコールグルクロン酸抱合体を分析対象とする。

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

酢酸エチル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (500mg) 内径12~13mmのポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体500mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

メタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害となる物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

β -グルクロニダーゼ (タイプ I X-A) *Escherichia coli*由来の β -グルクロニダーゼタイプ I X-Aを用いる。本品の1単位は、フェノールフタレイン β -D-グルクロニドを基質として、pH6.8、37℃において1時間に1.0 μ gのフェノールフタレインを生成

する酵素量とする。

β -グルクロニダーゼ溶液 β -グルクロニダーゼ（タイプ I X-A）を0.1mol/lリン酸緩衝液（pH6.8）に溶かして、1,500単位/mlとなるように調製する。用時調製する。

0.1mol/lリン酸緩衝液（pH6.8）

第1液：リン酸二水素カリウム1.36 gを量り、水を加えて溶かして正確に100mlとする。

第2液：リン酸水素二ナトリウム1.42 gを量り、水を加えて溶かして正確に100mlとする。

第1液に第2液を加えて混和し、pHを6.8に調整する。

3. 標準品

クロラムフェニコール標準品 本品はクロラムフェニコール98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び魚介類等の場合は、検体を細切均一化した後、その10.0 gを量り採る。

乳、卵、はちみつ及びローヤルゼリー（乾燥したものを除く。）の場合は、検体をよく混合して均一化した後、その10.0 gを量り採る。

ローヤルゼリー（乾燥したものに限る。）の場合は、検体をよく混合して均一化した

後、その5.00 gを量り採り、水10mlを加えて30分間放置する。

これにメタノール50mlを加え、細切均一化した後、毎分3,000回転で5分間遠心分離し、上澄液を採る。残留物にメタノール30mlを加えて細切均一化し、上記と同様に遠心分離し、上澄液を採る。得られた上澄液を合わせ、メタノールで正確に100mlとする。この溶液から正確に4mlを採り、40℃以下で溶媒を除去する。この残留物に0.1mol/lリン酸緩衝液 (pH6.8) 9mlを加えて、超音波処理を行い、よく混合する。

b 加水分解

a 抽出法で得られた溶液にβ-グルクロニダーゼ溶液1mlを加え、37℃で60分間加温する。加水分解後の溶液に酢酸エチル10mlを加えて振とう抽出する。抽出液を毎分3,000回転で5分間遠心分離し、酢酸エチル層を採る。水層に酢酸エチル10mlを加えて振とう抽出した後、上記と同様に遠心分離する。得られた酢酸エチル層を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に水及びメタノールの混液 (1 : 1) 5mlを加え、超音波処理を行い、よく混合する。

c 精製法

ジビニルベンゼン-N-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム (500mg) にメタノール5ml並びに水及びメタノールの混液 (1 : 1) 5mlを順次注入し、各流出液は捨てる。

このカラムに b 加水分解で得られた溶液 5 ml を注入した後、水及びメタノールの混液（1 : 1）5 ml を注入し、流出液は捨てる。この溶液に水及びメタノールの混液（1 : 4）10 ml を注入し、溶出液を 40°C 以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトニトリル及び水の混液（3 : 7）に溶かして正確に 2 ml（ローヤルゼリー（乾燥したものに限る。）にあっては正確に 1 ml）としたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

クロラムフェニコール標準品のアセトニトリル及び水の混液（3 : 7）の溶液を数点調製し、それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、試料中 0.0005 mg/kg に相当する試験溶液の濃度は、0.0001 mg/l である。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成によりクロラムフェニコールの定量を行う。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アセトン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

エーテル ジエチルエーテル。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

塩化ナトリウム 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

グラファイトカーボンミニカラム (250mg) 内径 8～9 mmのポリエチレン製のカラム管に、グラファイトカーボン250mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

合成ケイ酸マグネシウムミニカラム (910mg) 内径 8～9 mmのポリエチレン製のカラム管に、合成ケイ酸マグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

酢酸エチル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

無水硫酸ナトリウム 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用

いる。

3. 標準品

カプタホール標準品 本品はカプタホール97%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

① 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓並びに魚介類の場合

脂肪の場合は、分解をできるだけ避けるために包丁等で検体を細切均一化した後、その5.00 gを量り採る。

脂肪以外の場合は、分解をできるだけ避けるために包丁等で検体を細切均一化した後、その10.0 gを量り採る。しじみ等の一個体が小さいものは、検体を正確に量り、重量比で1 / 2量の10vol%リン酸溶液を加え、細切均一化した後、検体10.0 gに相当する量を量り採る。

これに3 vol%リン酸溶液20ml（しじみ等の場合は水10ml）及びアセトン100mlを加えて細砕した後、吸引ろ過する。ろ紙上の残留物にアセトン50mlを加えて細砕した後、吸引ろ過する。得られたろ液を合わせて、40℃以下で約20mlまで濃縮する。これに10 w / v %塩化ナトリウム溶液100mlを加え、n - ヘキサン100ml及び50mlで2回振とう

抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、ろ液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にn-ヘキサン30mlを加え、n-ヘキサン飽和アセトニトリル30mlで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン及びn-ヘキサンの混液（1：1）を加えて溶かし、正確に20mlとする。この溶液から正確に2ml（脂肪の場合は正確に4ml）を採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にエーテル及びn-ヘキサンの混液（1：4）5mlを加えて溶かす。

② 乳、卵及びはちみつの場合

検体を均一化した後、その10.0gを量り採る。これに3 vol%リン酸溶液20ml及びアセトン100mlを加えて細砕した後、毎分3,000回転で5分間遠心分離し、上澄液を採る。残留物にアセトン50ml（はちみつの場合は水20ml及びアセトン50ml）を加えて細砕した後、上記と同様に遠心分離する。得られた上澄液を合わせ、40℃以下で約20ml（はちみつの場合は約50ml）まで濃縮する。これに10w/v%塩化ナトリウム溶液100mlを加え、n-ヘキサン100ml及び50mlで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、ろ液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にn-ヘキサン30mlを加え、n-ヘキサン飽和ア

セトニトリル30mlで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトン及びn-ヘキサンの混液（1：1）を加えて溶かし、正確に20mlとする。この溶液から正確に2mlを採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にエーテル及びn-ヘキサンの混液（1：4）5mlを加えて溶かす。

b 精製法

① 合成ケイ酸マグネシウムカラムクロマトグラフィー

合成ケイ酸マグネシウムミニカラム（910mg）にn-ヘキサン5mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムにa 抽出法で得られた溶液を注入した後、エーテル及びn-ヘキサンの混液（1：4）5mlを注入し、流出液は捨てる。この溶液に酢酸エチル及びn-ヘキサンの混液（1：9）30mlを注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物にアセトニトリル5mlを加えて溶かす。

② グラファイトカーボンカラムクロマトグラフィー

グラファイトカーボンミニカラム（250mg）にアセトニトリル5mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムに① 合成ケイ酸マグネシウムカラムクロマトグラフィーで得られたアセトニトリル溶液を注入した後、アセトニトリル15mlを注入し、溶出液を40

℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物を n-ヘキサンに溶かし、正確に 2 ml としたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

カプタホール標準品をアセトンに溶かして 500mg/l とし標準原液とする。標準原液 1 ml をアセトンで正確に 25ml とし、20mg/l 溶液（アセトン）を調製する。この溶液を n-ヘキサンで希釈した溶液を数点調製し、それぞれ電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフに注入し、ピーク高法又はピーク面積法により検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、試料中 0.01mg/kg に相当する試験溶液中濃度は 0.005mg/l である。

b 定量試験

試験溶液を電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフに注入し、a 検量線の作成によりカプタホールの定量を行う。

c 確認試験

電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフにより確認する。

d 測定条件

イプロニダゾールにあつてはイプロニダゾール及び1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾールを、ジメトリダゾールにあつてはジメトリダゾール及び2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを、メトロニダゾールにあつてはメトロニダゾール及び1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールを、ロニダゾールにあつてはロニダゾール及び2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールを分析対象とする。

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アセトン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

ギ酸 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

強酸性陽イオン交換樹脂ミニカラム (500mg) 内径12~13mmのポリエチレン製のカラム管に、強酸性陽イオン交換樹脂500mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。
水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。
無水硫酸ナトリウム 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

メタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

3. 標準品

イプロニダゾール標準品 本品はイプロニダゾール98%以上を含む。

1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾール標準品 本品は1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾール98%以上を含む。

ジメトリダゾール標準品 本品はジメトリダゾール98%以上を含む。

メトロニダゾール標準品 本品はメトロニダゾール98%以上を含む。

1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾール標準品 本品は1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾール98%以上を含む。

ロニダゾール標準品 本品はロニダゾール98%以上を含む。

2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾール標準品 本品は2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾール98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

試料10.0 g（はちみつの場合は試料10.0 g に水10mlを加えて溶かしたもの）に酢酸 1 ml及びアセトン50mlを加えて細切均一化し、毎分3,000回転で5分間遠心分離し、上澄液を採る。残留物（はちみつの場合は水 5 mlを加えて溶かしたもの）にアセトン30mlを加えて細切均一化し、上記と同様に遠心分離し上澄液を採る。得られた上澄液を合わせ、アセトンで正確に100mlとする。

この溶液から正確に10mlを採り、40℃以下で約 2 mlに濃縮する。これに n-ヘキサン飽和アセトニトリル10ml及び n-ヘキサン10mlを加えて振とうした後、毎分3,000回転で5分間遠心分離する。アセトニトリル層を採り、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物に 2 vol%ギ酸 5 mlを加えて溶かす。

b 精製法

強酸性陽イオン交換樹脂ミニカラム（500mg）にアセトニトリル 5 ml及び 2 vol%ギ酸

5 mlを注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、更に 2 vol%ギ酸 5 ml、メタノール 5 ml及び0.5%アンモニア水 5 mlを順次注入し、流出液は捨てる。この溶液にアセトニトリル及び水の混液（1 : 3）10mlを注入し、溶出液を採る。

この溶出液に、硫酸アンモニウム 2 gを加えて溶かした後、酢酸エチル10mlで 2 回振とう抽出する。抽出液を合わせ、無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し、無水硫酸ナトリウムをろ別した後、ろ液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物を0.1vol%ギ酸に溶かし、正確に 1 mlとしたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

各標準品の0.1vol%ギ酸の溶液を数点調製し、それぞれを液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法により検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、イプロニダゾール、1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾール、メトロニダゾール及び1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾールにあつては試料中0.0001mg/kgに相当する試験溶液中濃度は0.0001mg/lである。同様に、ジメトリダ

ゾール、ロニダゾール及び2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾールにあつては試料中0.0002mg/kgに相当する試験溶液中濃度は0.0002mg/lである。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成により各分析対象化合物の定量を行う。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

d 測定条件

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル 内径3mm、長さ150mm、粒子径3 μ m

カラム温度：40℃

移動相：0.1vol%ギ酸・アセトニトリル溶液及び0.1vol%ギ酸の混液（98：2）から（90：10）までの濃度勾配を5分間で行い、その後（5：95）までの濃度勾配を10分間で行い、5分間保持する。

イオン化モード：エレクトロスプレーイオン化法 ポジティブイオンモード

主なイオン（m/z）：

イプロニダゾール プリカーサーイオン170、プロダクトイオン124、109

1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾール プ
リカーサーイオン186、プロダクトイオン168、122

ジメトリダゾール プリカーサーイオン142、プロダクトイオン96、95

メトロニダゾール プリカーサーイオン172、プロダクトイオン128、82

1-(2-ヒドロキシエチル)-2-ヒドロキシメチル-5-ニトロイミダゾール
プリカーサーイオン188、プロダクトイオン126、123

ロニダゾール プリカーサーイオン201、プロダクトイオン140、55

2-ヒドロキシメチル-1-メチル-5-ニトロイミダゾール プリカーサーイオ
ン158、プロダクトイオン94、55

注入量：5 μ l

保持時間の目安：

イプロニダゾール 15分

1-メチル-2-(2'-ヒドロキシイソプロピル)-5-ニトロイミダゾール 1
3分

ジメトリダゾール 12分

メトロニダゾール 11分

1 - (2 - ヒドロキシエチル) - 2 - ヒドロキシメチル - 5 - ニトロイミダゾール

11分

ロニダゾール 12分

2 - ヒドロキシメチル - 1 - メチル - 5 - ニトロイミダゾール 11分

第1のAの6中「(11)まで」を「(12)まで」に改める。

第1のAの6の(1)の表のアルトロノゲスト及びトアルトノゲスト（総和をくら。）の項の次に次のように加える。

アルトレノゲスト	豚の筋肉	0.001ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.001ppm
	豚の脂肪	0.004ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.004ppm
	豚の肝臓	0.004ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.004ppm

	豚の腎臓	0.004ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.004ppm
	豚の食用部分	0.004ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.004ppm

表1-6-6-6(1)の表のトシロシホの腎臓のモニタリング。

イソピラザム	小麦	0.2ppm
	大麦	0.6ppm
	ライ麦	0.2ppm
	その他の穀類	0.2ppm
	はくさい	5 ppm
	キャベツ	3 ppm
	レタス	10ppm
	トマト	3 ppm
	なす	2 ppm

きゅうり	1 ppm
かぼちゃ	0.05ppm
メロン類果実	0.05ppm
りんご	5 ppm
日本なし	3 ppm
西洋なし	3 ppm
もも	0.2ppm
あんず	5 ppm
すもも	2 ppm
うめ	5 ppm
いちご	5 ppm
ぶどう	10ppm
かき	2 ppm
バナナ	0.06ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.02ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02ppm
牛の食用部分	0.02ppm
豚の食用部分	0.02ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.01ppm
その他の家きんの脂肪	0.01ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
その他の家きんの肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
その他の家きんの腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
その他の家きんの食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.01ppm
その他の家きんの卵	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表のイニシアホヌの項を次のように改める。

イミシアホス

大豆	0.02ppm
ばれいしょ	0.1ppm
さといも類	0.02ppm
かんしょ	0.01ppm
やまいも	0.05ppm
だいこん類の根	0.03ppm
だいこん類の葉	1 ppm
はくさい	0.1ppm
キャベツ	0.02ppm
ごぼう	0.02ppm
レタス	2 ppm
にら	0.02ppm
その他のゆり科野菜	0.02ppm
にんじん	0.03ppm
トマト	0.3ppm
ピーマン	0.7ppm

	なす	0.3ppm
	きゅうり	0.5ppm
	すいか	0.1ppm
	メロン類果実	0.05ppm
	その他のうり科野菜	0.2ppm
	ほうれんそう	0.5ppm
	オクラ	0.03ppm
	えだまめ	0.02ppm
	その他の野菜	0.2ppm
	いちご	0.2ppm

第1のAの6の(1)の表のH-T-Hのプロシタスの項を次のように改める。

エトフェンプロックス	米	0.5ppm
	小麦	0.5ppm
	大麦	0.5ppm
	ライ麦	0.5ppm
	とうもろこし	0.3ppm

その他の穀類	3 ppm
大豆	0.2ppm
小豆類	0.2ppm
えんどう	0.05ppm
そら豆	0.05ppm
らっかせい	0.05ppm
その他の豆類	0.05ppm
ばれいしょ	0.05ppm
さといも類	0.1ppm
かんしょ	0.03ppm
やまいも	0.1ppm
てんさい	0.3ppm
さとうきび	0.03ppm
だいこん類の根	2 ppm
だいこん類の葉	10ppm
かぶ類の根	2 ppm

かぶ類の葉	10ppm
はくさい	5 ppm
キャベツ	2 ppm
芽キャベツ	2 ppm
ブロッコリー	10ppm
その他のあぶらな科野菜	1 ppm
レタス	2 ppm
その他のきく科野菜	2 ppm
ねぎ	2 ppm
わけぎ	2 ppm
みつば	5 ppm
その他のせり科野菜	2 ppm
トマト	2 ppm
ピーマン	5 ppm
なす	2 ppm
その他のなす科野菜	2 ppm

きゅうり	1 ppm
かぼちゃ	1 ppm
すいか	2 ppm
メロン類果実	2 ppm
まくわうり	2 ppm
その他のうり科野菜	1 ppm
オクラ	3 ppm
しょうが	2 ppm
未成熟えんどう	2 ppm
未成熟いんげん	2 ppm
えだまめ	3 ppm
その他の野菜	10ppm
みかん	2 ppm
なつみかんの果実全体	3 ppm
レモン	5 ppm
オレンジ	5 ppm

グレープフルーツ	5 ppm
ライム	5 ppm
その他のかんきつ類果実	5 ppm
りんご	2 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
もも	2 ppm
ネクタリン	0.6ppm
ぶどう	4 ppm
かき	2 ppm
マンゴー	5 ppm
なたね	0.01ppm
くり	2 ppm
茶	10ppm
その他のスパイス	20ppm
その他のハーブ	0.7ppm

牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
牛の脂肪	7 ppm
豚の脂肪	7 ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	7 ppm
牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.5ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.5ppm
豚の腎臓	0.5ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.5ppm

牛の食用部分	0.5ppm
豚の食用部分	0.5ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食用部分	0.5ppm
乳	0.5ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
その他の家きんの筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	1 ppm
その他の家きんの脂肪	1 ppm
鶏の肝臓	0.06ppm
その他の家きんの肝臓	0.06ppm
鶏の腎臓	0.06ppm
その他の家きんの腎臓	0.06ppm
鶏の食用部分	0.06ppm
その他の家きんの食用部分	0.06ppm
鶏の卵	0.4ppm

	その他の家きんの卵	0.4ppm
	魚介類	0.8ppm
	干しぶどう	8 ppm

第IのA666(H)表のEトFトGトHトIトJトKトLトMトNトOトPトQトRトSトTトUトVトWトXトYトZトの項の次に次のように加える。

エトフメセート	てんさい	0.3ppm
	たまねぎ	0.3ppm
	にんにく	0.3ppm
	その他の野菜	5 ppm
	牛の筋肉	0.5ppm
	豚の筋肉	0.5ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
	牛の脂肪	0.5ppm
	豚の脂肪	0.5ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.5ppm

	牛の肝臓	0.5ppm
	豚の肝臓	0.5ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
	牛の腎臓	3 ppm
	豚の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 ppm
	牛の食用部分	3 ppm
	豚の食用部分	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 ppm
	乳	0.2ppm

第1のAの6の(1)の表のヒマスタチン、安曇香酸塩の項の次に次のように加える。

エリスロマイシン	牛の筋肉	0.2ppm
	豚の筋肉	0.2ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.2ppm
豚の肝臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2ppm
牛の腎臓	0.2ppm
豚の腎臓	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2ppm
牛の食用部分	0.2ppm
豚の食用部分	0.2ppm

その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2ppm
乳	0.04ppm
鶏の筋肉	0.1ppm
その他の家きんの筋肉	0.1ppm
鶏の脂肪	0.1ppm
その他の家きんの脂肪	0.1ppm
鶏の肝臓	0.1ppm
その他の家きんの肝臓	0.1ppm
鶏の腎臓	0.1ppm
その他の家きんの腎臓	0.1ppm
鶏の食用部分	0.1ppm
その他の家きんの食用部分	0.1ppm
鶏の卵	0.05ppm
その他の家きんの卵	0.05ppm
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06ppm

第1のAの6の(1)の表のキノメチオネートの項を次のように改める。

キノメチオネート	トマト	0.5ppm
	ピーマン	1 ppm
	なす	0.5ppm
	きゅうり	0.5ppm
	かぼちゃ	0.5ppm
	すいか	0.02ppm
	メロン類果実	0.1ppm
	まくわうり	0.1ppm
	その他のうり科野菜	0.5ppm
	オクラ	0.5ppm
	その他の野菜	0.5ppm
	みかん	0.1ppm
	なつみかんの果実全体	0.7ppm
	レモン	0.7ppm
オレンジ	0.7ppm	

グレープフルーツ	0.7ppm
ライム	0.7ppm
その他のかんきつ類果実	0.7ppm
りんご	0.5ppm
日本なし	0.5ppm
西洋なし	0.5ppm
マルメロ	0.5ppm
びわ	0.5ppm
もも	0.5ppm
ネクタリン	0.5ppm
あんず	0.5ppm
すもも	0.5ppm
うめ	0.5ppm
おうとう	0.5ppm
いちご	0.5ppm
かき	0.05ppm

	その他のスパイス	5 ppm
	その他のハーブ	0.2ppm

第1のAの6の(1)の表のクロサントンの量を次のように定める。

クロサントル	牛の筋肉	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2 ppm
	牛の脂肪	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2 ppm
	牛の肝臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2 ppm
	牛の腎臓	3 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5 ppm
	牛の食用部分	3 ppm

未成熟えんどう	0.03ppm
未成熟いんげん	0.03ppm
えだまめ	0.03ppm
その他の野菜	0.01ppm
なつみかんの果実全体	0.03ppm
レモン	0.03ppm
オレンジ	0.03ppm
グレープフルーツ	0.03ppm
ライム	0.03ppm
その他のかんきつ類果実	0.03ppm
りんご	0.03ppm
日本なし	0.03ppm
西洋なし	0.03ppm
マルメロ	0.03ppm
ネクタリン	0.03ppm
あんず	0.03ppm

すもも	0.03ppm
うめ	0.01ppm
おうとう	0.03ppm
ぶどう	0.03ppm
バナナ	0.03ppm
マンゴー	0.03ppm
その他の果実	0.03ppm
ひまわりの種子	1 ppm
ごまの種子	0.5ppm
べにばなの種子	1 ppm
綿実	0.2ppm
なたね	0.6ppm
その他のオイルシード	1 ppm
ぎんなん	0.01ppm
くり	0.03ppm
ペカン	0.03ppm

アーモンド	0.03ppm
くるみ	0.03ppm
その他のナッツ類	0.03ppm
コーヒー豆	0.03ppm
その他のスパイス	0.01ppm
牛の筋肉	0.02ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.02ppm
肉	
牛の脂肪	0.04ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.04ppm
脂肪	
牛の肝臓	50ppm
豚の肝臓	0.8ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝	50ppm

	臓	
	牛の腎臓	0.3ppm
	豚の腎臓	0.3ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
	牛の食用部分	0.3ppm
	豚の食用部分	0.3ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
	乳	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表の1, 3-ジクロロプロペン^{の項}を次のように改める。

1, 3-ジクロロプロペン	大豆	0.01ppm
	らっかせい	0.01ppm
	ばれいしょ	0.01ppm
	さといも類	0.01ppm
	かんしょ	0.01ppm

やまいも	0.01ppm
こんにゃくいも	0.01ppm
てんさい	0.01ppm
だいこん類の根	0.01ppm
だいこん類の葉	0.01ppm
かぶ類の根	0.01ppm
かぶ類の葉	0.01ppm
はくさい	0.01ppm
キャベツ	0.01ppm
ケール	0.01ppm
こまつな	0.01ppm
きょうな	0.01ppm
チンゲンサイ	0.01ppm
その他のあぶらな科野菜	0.01ppm
ごぼう	0.01ppm
レタス	0.01ppm

その他のきく科野菜	0.01ppm
たまねぎ	0.01ppm
ねぎ	0.01ppm
にんにく	0.01ppm
にら	0.01ppm
わけぎ	0.01ppm
その他のゆり科野菜	0.01ppm
にんじん	0.01ppm
パセリ	0.01ppm
セロリ	0.01ppm
みつば	0.01ppm
トマト	0.01ppm
ピーマン	0.01ppm
なす	0.01ppm
その他のなす科野菜	0.01ppm
きゅうり	0.01ppm

かぼちゃ	0.01ppm
しろうり	0.01ppm
すいか	0.01ppm
メロン類果実	0.01ppm
まくわうり	0.01ppm
その他のうり科野菜	0.01ppm
ほうれんそう	0.01ppm
オクラ	0.01ppm
しょうが	0.01ppm
未成熟えんどう	0.01ppm
未成熟いんげん	0.01ppm
えだまめ	0.01ppm
その他の野菜	0.01ppm
いちご	0.01ppm
その他のハーブ	0.01ppm
ミネラルウォーター類	0.02ppm

第1のAの6の(1)の表のシフルメトフェンの項を次のように改める。

シフルメトフェン	やまいも	0.2ppm
	その他のきく科野菜	25ppm
	トマト	0.4ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	2 ppm
	きゅうり	1 ppm
	すいか	0.2ppm
	メロン類果実	0.2ppm
	その他のうり科野菜	0.5ppm
	その他の野菜	70ppm
	みかん	0.2ppm
	なつみかんの果実全体	5 ppm
	レモン	10ppm
	オレンジ	10ppm
グレープフルーツ	10ppm	

ライム	10ppm
その他のかんきつ類果実	10ppm
りんご	2 ppm
日本なし	2 ppm
西洋なし	2 ppm
マルメロ	0.4ppm
びわ	0.3ppm
もも	0.2ppm
ネクタリン	2 ppm
あんず	10ppm
すもも	1 ppm
うめ	10ppm
おうとう	10ppm
いちご	2 ppm
ぶどう	3 ppm
その他の果実	2 ppm

ぎんなん	0.01ppm
くり	0.01ppm
ペカン	0.01ppm
アーモンド	0.01ppm
くるみ	0.01ppm
その他のナッツ類	0.01ppm
茶	15ppm
その他のスパイス	20ppm
その他のハーブ	0.05ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋 肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂	0.01ppm

肪	
牛の肝臓	0.02ppm
豚の肝臓	0.02ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.02ppm
豚の腎臓	0.02ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.02ppm
牛の食用部分	0.02ppm
豚の食用部分	0.02ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.01ppm

第1のAの6の(1)の表のチオメトンの項を削る。

第1のAの6の(1)の表のピコリナフエンの項の次に次のように加える。

ビスクロピロン	とうもろこし	0.03ppm
---------	--------	---------

第1の4の6の(1)の表のピロストググドの項の次に次のように加える。

ピペラジン	豚の筋肉	0.03ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	豚の脂肪	0.5ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.09ppm
	豚の肝臓	0.2ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	2 ppm
	豚の腎臓	0.3ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	2 ppm
	豚の食用部分	0.5ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食	3 ppm

	用部分	
	鶏の筋肉	0.03ppm
	鶏の脂肪	0.1ppm
	鶏の肝臓	0.08ppm
	鶏の腎臓	0.6ppm
	鶏の食用部分	0.6ppm

鶏の食用部分の検査結果を示す。単位はppm。

フルアジホップブチル	大豆	3 ppm
	小豆類	5 ppm
	えんどう	0.2ppm
	そら豆	0.2ppm
	らっかせい	2 ppm
	その他の豆類	0.1ppm
	ばれいしょ	0.1ppm
	かんしょ	0.05ppm
	やまいも	0.05ppm

てんさい	0.2ppm
だいこん類の根	0.2ppm
だいこん類の葉	0.2ppm
キャベツ	2 ppm
ブロッコリー	1 ppm
たまねぎ	0.3ppm
にんにく	0.3ppm
アスパラガス	3 ppm
にんじん	1 ppm
トマト	0.05ppm
えだまめ	0.1ppm
みかん	0.05ppm
なつみかんの果実全体	0.05ppm
レモン	0.05ppm
オレンジ	0.05ppm
グレープフルーツ	0.05ppm

ライム	0.05ppm
その他のかんきつ類果実	0.05ppm
日本なし	0.05ppm
西洋なし	0.05ppm
バナナ	0.1ppm
パイナップル	0.05ppm
コーヒー豆	0.1ppm
その他のスパイス	0.3ppm
牛の筋肉	0.03ppm
豚の筋肉	0.03ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋 肉	0.03ppm
牛の脂肪	0.03ppm
豚の脂肪	0.03ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂 肪	0.03ppm

牛の肝臓	0.03ppm
豚の肝臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03ppm
牛の腎臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.03ppm
豚の食用部分	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm
乳	0.03ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm
鶏の脂肪	0.02ppm

	その他の家きんの脂肪	0.02ppm
	鶏の肝臓	0.04ppm
	その他の家きんの肝臓	0.04ppm
	鶏の腎臓	0.04ppm
	その他の家きんの腎臓	0.04ppm
	鶏の食用部分	0.04ppm
	その他の家きんの食用部分	0.04ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm

第104066(II)表のリスシロ4の項に次のとおり定める。

フルメトリン	牛の筋肉	0.2ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
	牛の脂肪	0.2ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm

牛の肝臓	0.05ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.02ppm
牛の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食用部分	0.02ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.01ppm
鶏の脂肪	0.6ppm
鶏の肝臓	0.01ppm
鶏の腎臓	0.01ppm
鶏の食用部分	0.01ppm
鶏の卵	0.03ppm

	はちみつ	0.005ppm
--	------	----------

第1のAの6の(1)の表のくギシチアツクスの項の次に次のように加える。

ベダプロフェン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 ppm
	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 ppm

第1のAの6の(1)の表のメトキシトルヒドの項の次に次のように加える。

メトクロプラミド	牛の筋肉	0.03ppm
	豚の筋肉	0.03ppm
	牛の脂肪	0.03ppm

	豚の脂肪	0.03ppm
	牛の肝臓	0.03ppm
	豚の肝臓	0.03ppm
	牛の腎臓	0.03ppm
	豚の腎臓	0.03ppm
	牛の食用部分	0.03ppm
	豚の食用部分	0.03ppm
	乳	0.005ppm

第1のAの6の(1)の表のメパニピリムの項を次のように改める。

メパニピリム	小豆類	0.5ppm
	レタス	3 ppm
	ねぎ	10ppm
	トマト	5 ppm
	ピーマン	5 ppm
	なす	5 ppm
	きゅうり	1 ppm

かぼちゃ	2 ppm
すいか	0.5ppm
メロン類果実	0.1ppm
みかん	0.1ppm
なつみかんの果実全体	1 ppm
レモン	2 ppm
オレンジ	2 ppm
グレープフルーツ	2 ppm
ライム	2 ppm
その他のかんきつ類果実	2 ppm
りんご	2 ppm
日本なし	1 ppm
西洋なし	1 ppm
びわ	0.05ppm
もも	2 ppm
いちご	10ppm

	ラズベリー	5 ppm
	ぶどう	15ppm
	かき	2 ppm
	マンゴー	1 ppm
	その他のスパイス	10ppm

第 I の A の 6 の (H) の 表 に 次 の よう に 加 え る。

ロメフロキサシン	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.005ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.005ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の肝臓	0.03ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の腎臓	0.005ppm
	その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm

第1のAの6の(5)中「カプタホール試験法」を「カプタホール試験法（農産物）」とし、「5(5)」を「5(6)」に改め、同(11)中「(10)まで」を「(11)まで」に改め、同(11)を同(12)とし、同(10)を同(11)とし、同(9)を同(10)とし、同(8)中「5(12)」を「5(13)」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)を同(8)とし、同(6)を同(7)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6) カプタホール試験法（畜水産物）

5(7)に準じて行う。

第1のAの7の(1)の表のアルトレノゲストの項、エトフメセートの項、エリスロマイシンの項、キノメチオナートの項、クロサンテルの項、チオメトンの項、ピペラジンの項、フルアジホップの項、フルメトリンの項、ベダプロフェンの項、メトクロプラミドの項及びメペニピリムの項を削る。

第1のAの7の(5)中「6(9)」を「6(10)」に改める。